

# 自転車安全利用五則を 守りましょう

## 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

次の場合は、例外的に歩道を通行することができます。

- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識や標示があるとき
  - 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者や身体の不自由な方が普通自転車を運転しているとき
  - 普通自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき
- ※歩道を通行するときは、歩行者優先で車道寄りを徐行しましょう。



「普通自転車歩道通行可」の標識

## 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点は自転車の交通事故が発生しやすいところです。  
安全確認を十分に行ってから進行しましょう。

とまってな!



## 3 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点けなければなりません。  
自分の存在を周囲に知らせて事故を防ぐためにも、  
早めにライトを点灯しましょう。



き~つけてな~



## 4 飲酒運転は禁止

お酒を飲んだときは、自転車に乗ってはいけません。

## 5 ヘルメットを着用

自転車乗用中の交通事故の被害軽減には、頭部を守ることがとても重要です。  
自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

改正道路交通法により、全ての自転車利用者に、乗車用ヘルメット着用の努力義務を課すこととされました。(令和5年4月1日施行)

# もしも事故を起こしてしまったら

自転車で事故を起こした運転者の義務は次のとおりです。

- ・負傷者を助け、保護しなければならない救護措置義務
- ・道路上の危険を防がなければならない危険防止措置義務
- ・警察へ報告しなければならない報告義務

上記の措置をしないで現場から立ち去ると「ひき逃げ」などになり、厳しい罰則を受けることもあります。

お問い合わせ先

岡山市 市民生活局 市民生活部 生活安全課 交通安全防犯室  
Tel : 086-803-1106 / FAX : 086-803-1724

# 知っていますか? 岡山市の自転車条例



# 自転車を 安全に正しく 利用しましょう

自転車は車のなかま

ルールを守って安全運転



市民生活局 市民生活部 生活安全課 交通安全防犯室



知っていますか？

# 岡山市の自転車条例

(岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための条例)

自転車は、自動車と同じ車両です。交通ルールを守らなければ取り締まりの対象となることはもちろん、事故にあう危険性も、事故の加害者となる可能性も大いにあります。令和3年4月1日に施行された自転車条例の内容を確認して、自転車の利用の仕方を見直しましょう。

## 1 自転車損害賠償保険への加入義務化！

ポイント！

事故を起こして相手にけがを負わせた場合、**高額賠償責任**が発生するケースもあります。自転車を利用する方は、自転車で事故を起こした際の損害を賠償できるよう、**自転車損害賠償責任保険等**へ加入しなければなりません。



高額賠償を命じられた判決例

賠償額 9,521万円

11歳男子が夜間、女性歩行者と正面衝突し、女性は頭蓋骨骨折等、意識不明の状態に。監督責任を負う保護者に賠償命令。(平成25年/神戸地裁)

岡山市内で自転車を利用するすべての方が対象です！

また、以下のような立場の方も確認が必要です。

**事業者** 就業中の**従業者**に自転車を利用させるときは、保険等に参加しなければなりません。また、**自転車通勤者**に加入の確認をするよう努めなければなりません。

**保護者** **未成年者**が自転車利用をする場合、保護者は保険等に参加しなければなりません。

**自転車小売業者** 購入者に対して**保険等の加入の確認と情報提供**をするよう努めなければなりません。

なるほど～



詳しくはHPをチェック！

岡山市 自転車条例 検索



**自転車貸出業者** 保険等に参加しなければなりません。

## 2 子どものヘルメットの着用義務化！

ポイント！

自転車での死亡事故のうち、6割以上は頭部のケガによるものです。特に子どもは体に対して頭部が大きく、転倒時に頭部を打つリスクが高くなります。

- 小学生までの子どもがひとりで自転車に乗るときには、ヘルメットを着用させなければなりません。
- 幼児用座席に幼児を乗せるときには、ヘルメットを着用させなければなりません。

保護者の義務となります！



岡山市交通安全キャラクター まもも

## 3 点検・整備を忘れずに

- ① ブレーキはきちんとききますか？
- ② タイヤに空気は入っていますか？
- ③ 反射材・ライトは光りますか？
- ④ 車体に不具合はありませんか？
- ⑤ ベルはきちんと鳴りますか？

## 4 こんなところも注意が必要！自転車の利用の仕方

- ① 通行の邪魔になるところや、**点字ブロック**の近くに駐車してはいけません。
- ② 自転車の**2か所にカギ**を付けたり、カゴに**ひたくり防止のカバー**を付けてたりして、防犯対策をしましょう。

## Q 道路交通法上、どのような行為が違反になるの？

参考に、代表的な違反行為を紹介します。自動車で違反となる行為は、基本的に自転車でも違反です。

### 違反行為です!!

携帯での通話  
または画像注視



傘差し



大音量のイヤホン装着など



無灯火



並進



5万円以下の罰金

2万円以下の罰金

### 特定の危険行為です!!

特定の危険行為は、これらのほか、全部で15類型あります。

遮断機踏切  
立ち入り



信号無視



一時不停止



ブレーキ不良  
自転車の運転



酒酔い運転



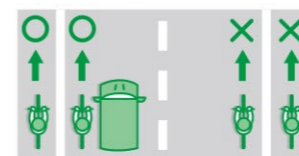
3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

5万円以下の罰金

5年以下の懲役または100万円以下の罰金

#### ● 通行区分違反

自転車運転において、車道の右側や右側路側帯の通行、さらに歩道の通行(通行可能な歩道は除く)をする違反行為です。



#### ● 安全運転義務違反

ハンドルやブレーキなどを確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような速度と方法で自転車運転をする違反行為です。ながら携帯やスマートフォンでの事故も含まれます。



#### ● 歩道における交通方法違反

原則として、歩道は歩行者が通行するための場所であり、自転車が歩道を通行することは違反行為です。例外的に歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行するなどのルールを守らなければなりません。



2万円以下の罰金